

○新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱

令和元年7月1日

告示第264号

改正 令和2年3月3日告示第35号

令和3年4月1日告示第162号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、本市と新潟県が共同して行う支援事業において、本市が、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県要領」という。）及び三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援事業 県要領第4に規定する移住・就業支援事業をいう。
- (2) 移住支援事業 県要領第4の1の(1)に規定する移住支援事業をいう。
- (3) 移住支援金 県要領第4の1の(1)に規定する移住支援金をいう。
- (4) マッチング支援事業 県要領第4の1の(2)に規定するマッチング支援事業をいう。
- (5) 起業支援事業 県要領第4の2に規定する起業支援事業をいう。
- (6) マッチングサイト マッチング支援事業に基づき、新潟県が、移住支援金の対象となる求人の情報を掲載する等の目的のために開設し、運営を行うインターネットサイトのことをいう。
- (7) 専門人材 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者をいう。
- (8) 関係人口 本市や本市の地域の人々との関わりを有する者として市長が認めたものをいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、移住支援金の交付申請時（以下「申請時」という。）において、市税（本市のものに限る。以下同じ。）を滞納していない者であって、第1号に掲げる要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、さらに2人以上の世帯（住民票上の世帯をいう。以下同じ。）に属する者が申請をする場合にあつては、第6号の要件に該当するも

のとする。

(1) 移住等に関する要件 次の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用される者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

（ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を通算することができる。）

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。

（ただし、東京23区内への通勤の期間については、当該住民票を移す前3か月の間のいずれかの日を、当該1年の終期とすることができる。また、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を通算することができる。）

イ 移住先に関する要件 次の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に本市に住民票を移して転入（以下「転入」という。）したこと。

(イ) 申請時において、転入後3月以上1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (ウ) その他市長及び新潟県が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件 次の場合に応じて、それぞれに定める要件に該当すること。
- ア 一般の場合 次の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する法人であること。
 - (イ) 就業先が、新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に基づき就業した法人であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (エ) 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3月以上在職していること。
 - (オ) (イ)の求人への応募日が、当該求人がマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) (イ)に規定する就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ 専門人材の場合 次の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することを前提とした就業でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次の全てに該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金が提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件 転入時において60歳未満の世帯員がいる世帯に属しており、次のいずれかに該当すること。

ア 転入前に首都圏等で開催する三条ファンクラブイベントに参加したこと。

イ 転入前に本市に移住相談を行い、移住者カルテに登載されたこと。

ウ 転入前に本市のオーダーメイド移住体験に参加したこと。

(5) 起業に関する要件 移住支援金の申請日前1年の期間内に、起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）以外の世帯員について、次の要件を満たすこと。

ア 申請者以外の世帯員のうち1人以上が、移住元において、申請者と同一の世帯に属していたこと。

イ 申請者以外の世帯員のうち1人以上が、平成31年4月1日以降に本市に転入し、申請時において、申請者と同一の世帯に属していること。

ウ 申請者以外の全ての世帯員が、申請時において、転入後3月以上1年以内であること。

エ 申請者以外の全ての世帯員が、申請時において、市税を滞納していないこと。

オ 申請者以外の全ての世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、2人以上の世帯に属する者にあつては100万円、単身の者にあつては60万円とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、別記1について宣誓し、かつ、別記2について同意の上、新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、添付する書類については、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

(1) 身分証明書（顔写真が付されたものに限る。）の写し

(2) 移住元の住民票除票の写し（2人以上の世帯に属する者が申請をする場合は、他の世帯員に関するものを含む。）

(3) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるもの

ア 就業の場合 就業先法人の就業証明書（様式第2号）

イ 起業の場合 起業支援金の交付決定通知書の写し

ウ テレワークの場合 所属先企業等の就業証明書（様式第2号の2）

(4) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるもの（第3条第1号ア（イ）に該当する者に限る。）

ア 雇用されていた者 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類とし、就業証明書の発行が難しい場合は、法定の退職証明書及び離職票でも可とする。また、第3条第1号ア（ア）又は（イ）の規定により、東京23区内の大学等への通学期間を通算することにより移住元の要件を満たす場合は、卒業証明書等（在学期間及び卒業校を確認できる書類）を含むものとする。）

イ 個人事業主等だった者 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類とする。）及び個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類とする。）

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めた場合は、新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（移住支援金の交付）

第7条 移住支援金の交付決定を行った申請者に対しては、申請書の提出があったときから3月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第4号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付決定通知書（再交付）

（様式第5号）を再交付願を提出した者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 本市及び新潟県は、支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者に対し、支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(移住支援金の返還)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当した場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして本市と新潟県が協議して認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等を行っていた場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 移住支援金(第3条第2号に該当することにより交付決定を受けた者に限る。)

の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(移住支援金の支給及び返還に係る情報提供)

第11条 本市は、第5条に規定する交付申請又は前条に規定する移住支援金の返還があったときは、移住支援金の交付申請情報、移住支援金の交付を受けた者の就業先情報、移住支援金返還対象者に関する情報等について、新潟県に提供することとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、必要に応じて新潟県と協議の上、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月告示第35号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和2年2月6日以後に三条市に転入した者について適用する。

附 則 (令和3年4月告示第162号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和3年3月3日以後に三条市に転入した者について適用する。

別記1（第5条関係）

新潟県移住・就業支援事業における移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 申請者は、三条市及び新潟県から移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求められた場合には、それに応じるものとする。
- 2 申請者は、次のいずれかに該当した場合には、第10条の規定に基づき、速やかに三条市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還するものとする。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したこと等が判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満で三条市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金（第3条第2号に該当することにより交付決定を受けた者に限る。）の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に三条市以外の市区町村に転出した場合：半額

別記2（第5条関係）

新潟県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い

三条市及び新潟県は、移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、三条市及び新潟県のそれぞれが定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用するものとする。また、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県若しくは他の市区町村に提供し、又は確認する場合がある。